

平成24年度法教育懸賞論文コンクールの審査結果について  
(座長談話)

1 はじめに

法教育推進協議会では、本年度で3回目となる法教育懸賞論文コンクールを、日本司法支援センター（法テラス）、社団法人商事法務研究会と共催（日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会後援）で実施した。本年度の募集論文のテーマは、「学校現場において法教育を充実・発展させるための方策について—具体的な授業例を踏まえて—」とし、普及が進んできた法教育をより充実・発展させるための方策について、具体的な授業例を踏まえて論述する論文を募集した。

今回も、全国から多数の論文の応募があり、法教育に対する関心が依然として高いことが伺われた。応募があった論文については、まず、法教育推進協議会の法教育普及検討部会において審査を行い、同部会における審査結果を踏まえ、法教育推進協議会の決議により受賞作を決定した。

その結果、法教育推進協議会賞、日本司法支援センター賞、社団法人商事法務研究会賞各1通及び奨励賞1通を受賞作として選出した。

2 全体講評

審査にあたっては、論文が法教育についての理解を前提とした論述内容となっているかどうか、法教育を充実・発展させるための方策について目新しいアイデアが含まれているか、また、方策として適切かといった点に留意した。応募作の多くでは、具体的な授業実践例を踏まえて、法教育を更に充実・発展させるための方策が具体的に論じられており、今後の法教育推進協議会における検討の参考になるものも多く見られたところである。

3 各賞論文講評

(1) 法教育推進協議会賞

**受賞者 関根憲一氏（豊島区立池袋中学校主任教諭）**

(講評)

中学校の1年生から3年生までの発達段階に合わせた法教育授業の展開について、具体的な授業例に基づいて論じられている。生徒にどのよ

うな成長・変容が生まれるかを示すことの重要性に着目し、具体的な実践例に基づいて論じられている点において優れた論文である。法教育の普及、推進活動に取り組んでいる法教育推進協議会の理念によく合致しているものとして、法教育推進協議会賞にふさわしい内容であった。

(2) 日本司法支援センター賞

受賞者 小代誠一郎氏（大阪府立城東工科高等学校教諭）

（講評）

高等学校における「契約」の授業例が紹介されており、契約自由の原則を踏まえ、契約書を生徒に作成させてみるという実践は有意義なものであり、高等学校における法教育の参考になるものである。また、その実践の結果を踏まえて、法教育授業が備えるべきものを考察し、法教育を充実・発展させるための提言もなされている。

私法分野の授業例を扱っており、日本司法支援センター賞にふさわしい内容であった。

(3) 公益社団法人商事法務研究会賞

受賞者 川端裕介氏（八雲町立熊石第二中学校教諭）

（講評）

中学校の歴史的分野で取り上げられる各項目の学習において、法的な価値や思考に着目することで法教育の充実・発展につなげるという意欲的な提言である点で、学校教育における法教育普及という観点から学校に対する支援を行っている公益社団法人商事法務研究会の名を冠した賞にふさわしい内容であった。

(4) 奨励賞

受賞者 塩川泰子氏（弁護士）

（講評）

具体的な授業例を素材として、法教育で取り扱われる「対立」の内容によって分類し、明快に分析しているものである。法教育の効用に対す

る理解の促進に資する内容の論文となっている。

#### 4 終わりに

受賞作は、いずれも法教育の充実・発展にとって重要な提言を含むものであり、今後の法教育推進協議会の議論においても参考にさせていただきたいと考えている。

今回は第3回目にあたるコンクールであったが、第1回、第2回に引き続き、意欲的な論文が応募された。これらの論文を通じて、学校教育における法教育が着実に広まりつつあることを確信するとともに、更なる法教育の充実・発展の可能性を感じたところである。